

山陽小野田市デジタルデバイド対策業務委託仕様書

1 委託契約の概要

- (1) 件 名 山陽小野田市デジタルデバイド対策業務
- (2) 内 容 ①デジタル活用に不安のある高齢者等を対象にした、インターネットの使い方、LINE、SNSの使い方等を教える講座（以下「スマホ教室」という。）の開催
②スマホ教室受講者及び一般公募したスマートフォンの操作に係る一般的な知識とスキルがある人を対象に、スマホ教室の講師及びアシスタントとして養成する講座（以下「養成講座」という。）の開催
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

2 委託業務の概要

(1) 「スマホ教室」の概要

次の地域交流センターにおいて、会場ごとに全3回の対面形式の「スマホ教室」を開催すること。なお、各会場が毎回、同じ曜日かつ時間に開催できるように、山陽小野田市と協議の上、日程を決定すること。

ア 地域交流センター（11か所）

名称	位置
有帆地域交流センター	山陽小野田市新有帆町1番1号
高千帆地域交流センター	山陽小野田市日の出三丁目11番11号
高泊地域交流センター	山陽小野田市大字西高泊2274番地1
小野田地域交流センター	山陽小野田市栄町9番25号
須恵地域交流センター	山陽小野田市中央四丁目4番1号
赤崎地域交流センター	山陽小野田市赤崎一丁目1番1号
本山地域交流センター	山陽小野田市大字小野田275番地2
厚狭地域交流センター	山陽小野田市大字鴨庄94番地
埴生地域交流センター	山陽小野田市大字埴生275番地
厚陽地域交流センター	山陽小野田市大字郡3226番地11
出合地域交流センター	山陽小野田市大字山野井11601番地2

イ 開催時期 令和7年2月上旬から令和7年3月中旬の間
(祝日及び年末年始を除く平日で、9時から17時の間)

ウ 受講者数 各会場20名程度

エ 時 間 1回あたり60分の講座及び30分の個別自由相談

オ 対 象 者 デジタル機器の使用に不安のある高齢者等を想定

カ 「スマホ教室」の講座内容

高齢者等が、スマートフォンを活用して一般的なサービスが活用できるまで、全3回の講座の中で段階的にステップアップできる内容とすること。具体的には、講座、個別自由相談を設けることで、受講者が実際にスマートフォンを操作しつつ、実用的な知識とスキルを学ぶことができること。

(例) 【講座】

- ・スマートフォンの基本操作（電話、メール、QRコード、カメラの使い方など）
- ・インターネットの利用方法（検索、ブラウジングなど）
- ・マイナポータルの見方
- ・SNS／コミュニケーションアプリ（LINE）の利用方法
- ・安心、安全な利用方法

【個別自由相談】

※対象者の利用実態に沿った、より効果的な内容を提案すること。なお、特定のOSまたは特定の機種に限定されない汎用的な内容になっていること。また、自社の営業活動を行うことがないように留意すること。

(2)「養成講座」の概要

ア 開催時期 令和7年3月中旬から下旬の間
(祝日及び年末年始を除く平日で、9時から17時の間)

イ 回 数 全2回（小野田・厚狭）

ウ 受講者数 各会場20名程度

エ 時 間 1回あたり120分程度

オ 対 象 者 スマートフォンの操作に係る一般的な知識とスキル
がある人

カ 講座内容

スマホ教室の受講者の内、スマートフォンの操作に係る一般的な知識とスキルがある人及び一般公募したスマートフォンの操作に係る一般的な知識とスキルがある人を、スマホ教室の講師及びアシスタントとして養成すること。具体的には、スマートフォンの操作に不安を感じる人に対して、スマートフォンの操作説明や指導、またはその補助ができるような知識とスキルを学ぶことができること。

(3) 委託内容

- ア 「スマホ教室」及び「養成講座」の運営
- イ 講師及びアシスタントの派遣
- ウ 教材の作成・配布
- エ スマートフォンを所持していない受講者に対する、高齢者が使いやすいスマートフォンの受講時の貸出
- オ 受講者募集用のチラシの原稿データ作成（受講者の募集は本市が実施。）
- カ 全受講者へのアンケート実施（電子申請サービスを使ったアンケートフォームを本市が提供予定。）
- キ アンケート集計結果や講座の内容、受講人数、講座の様子を写した写真等をまとめた報告書の全講座終了後の提出（写真撮影に当たっては、該当する受講者の了承を得るなど、プライバシーに配慮すること。）

(4) 「スマホサポーター（仮称）」の「スマホ教室」への活用

市民誰もがデジタルの恩恵を受けられるよう、身近にデジタルに関する相談ができる人がいる環境づくりを目的とし、本市では市民を「スマホ教室」の講師またはアシスタントとして養成することに取り組んでいる。

その一環として、本市（デジタル推進課）がスマホ教室の講師及びアシスタントを養成する「養成講座」において養成した「スマホサポーター（仮称）」（5名程度）の中から各回1・2名程度を、講師の一部またはアシスタントとして活用すること。また、「スマホサポーター（仮称）」に対しては1回一人あたり2,240円の報酬を支払うこと。なお、活用に向け必要な事項、報酬の支払方法等については本市と協議の上、決定する。

(5) 独自提案

上記以外にも受講者のデジタル機器への不安解消に資する提案、また、身近にデジタルに関する相談をできる人がいる環境づくりにつながる効果的な手法があれば提案すること。

(6) 業務体制等

ア 本業務を実施するにあたり、(4)の「スマホサポーター（仮称）」とは別に、講師及び少なくとも3名のアシスタントを確保すること。

イ 講師及びアシスタントは、スマートフォン及びデジタル機器に関する知識が豊富で、講座の実施に適した者を従事させること。

ウ 実施に当たっては、適時、本市と連絡をとり、調整を図ること。

3 業務実施に要する経費

開催にあたってのすべての費用を業務委託料の中に含めるものとし、受講者からいかなる名目であっても料金は徴収しないこと。なお、地域交流センターの利用に必要な会場費、空調等利用料、受講者の募集に要する費用については、本市の負担とする。

4 委託業務要件及び留意事項

(1) 個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、又は、不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

(2) 再委託

ア 本業務の委託契約部分に係る業務の全部又は一部の処理を第三者に委託する場合、あらかじめ書面による再委託に係る本市の承認を得る必要がある。

イ 受託者は、再委託先の行為については、全責任を負うこと。

(3) 権利の帰属

ア 本業務を通じて作成された資料の著作権については、本市に帰属するものとする。

イ 業務で使用する講義内容、教材等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含ま

れていた場合は、権利は受託者に保留されるが、本市は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

ウ 受託者は本市に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

エ 業務の成果品等に、受託者以外の第三者の保有する知的財産権が含まれる場合は、上記の定めによらないものとする。なお、第三者からの成果品に関し権利侵害に関する訴えが提起された場合は、受託者の責において解決するものとする。

(4) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

(5) 業務実施にあつては、関係法令及び委託業務契約書における要件等を遵守すること。

5 損害賠償

(1) 受託者は、その責めに帰すべき理由により、業務の処理に関して本市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。なお、賠償すべき損害額は、別途協議の上定めるものとする。

(2) 受託者が委託業務の実施に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が本市の責めに帰すべき理由による場合は、本市が負担する。

6 その他

(1) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了又は中止し、若しくは廃止した日に属する年度の終了後5年間は、これを適切に保管しなければならない。

(2) 天災等により「スマホ教室」「養成講座」が開催できない状況になった場合は、本市と受託者の協議の上、別の日程で実施すること。